

未成年者喫煙禁止法

JJ1SXA/池

120年以上前に、世界に先駆けて未成年を喫煙の害から守ろうと提案した衆院議員、根本正らの慧眼と功績は特筆に値する、さすがに、当時は受動喫煙の概念が無かったので、受動喫煙に関する条文は見当たらない。

法律は以下のようになっている、明治の時代に公布された法律が現在も生きているのに驚く。

…明治三十三年法律第三十三号 未成年者喫煙禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス

○2 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五条 満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

附 則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス…

何時も言っている(書いている)が、法律の条文は難しい、まして文語体だからなおのことだ、全ての法律が、口語体の文章になることを願っている、口語体に書き換えても、条文を読むのは難しいが…(同法は平成12年、13年に相次いで改正され、ようやく条文は口語体になった…改正はあったが、内容は余り変わっていない、長生きの法律だ！)

今度、腹部大動脈瘤の手術で入院したのをきっかけに禁煙した、前回(約10年前)前立腺癌の全摘手術で入院した時は、喫煙場所が院内にあつて、喫煙仲間が集まっていたが、今は、病院の全敷地内は禁煙になったのと、身体に酸素吸入器具が繋がっていて敷地外まで行って喫煙というわけにはいかないの、強制的に禁煙生活になってしまった。

未成年の頃から喫煙を始めたので歴史は永いが、喫煙生活は終わった、何となく寂しい気がするが、病状からも医師から禁煙を命じられていたので、まあいいかということで、諦めはついた。

未成年で喫煙を始めたのは、中学生のころ、友達の家を離れに友達が多数集まって、いたずら半分で皆で喫煙していた、高校に入ったのを機に止めたのだが、悪い先輩にたばこを買いに行かされたのがきっかけで、同じお使い仲間と共に喫煙を始めてしまった、2学年上の先輩に悪いことも散々教わったが、随分面倒も見てもらった、遠い昔の話だが、近況はわからないが、会いたい気持ちが募って来た、生きているか？